

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年1月30日

京都市人事委員会委員長 松井珍男子

京都市人事委員会規則第5号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「部長」を「部長 館長」に、「スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室副室長 地域教育専門主事室副室長」を「地域教育専門主事室副室長 企画推進室副室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)